

阿賀野市告示第168号

阿賀野市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年9月30日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱（平成18年阿賀野市告示第141号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、介護予防訪問介護、介護予防通所介護」を削り、「介護予防小規模多機能型居宅介護」の次に「並びに第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る）」を加える。

附 則

この告示は、令和4年9月30日から施行し、改正後の阿賀野市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱の規定は、令和4年8月1日から適用する。